試験委員	田口　健児	意匠
試験委員	田口　　傑	特許・実用新案
試験委員	田口　良広	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	武田　敦志	理工Ⅴ（情報）
試験委員	竹村壮太郎	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	辻野　彩子	商標
試験委員	徳本　有紀	理工Ⅲ（化学）
試験委員	栃木　栄太	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	富永　　亘	意匠
試験委員	豊瀬京太郎	商標
試験委員	永井　　隆	工業所有権に関する条約
試験委員	中川慎太郎	理工Ⅲ（化学）
試験委員	中屋裕一郎	特許・実用新案
試験委員	萩原　　敦	特許・実用新案
試験委員	筆宝　幹夫	特許・実用新案
試験委員	廣瀬　隆行	特許・実用新案
試験委員	百武　幸子	商標
試験委員	藤田　晶子	商標
試験委員	古川　　亮	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	松田　直也	
試験委員	松田　光代	商標
試験委員	松久　直司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	守　　裕也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	南　　豪	理工Ⅲ（化学）
試験委員	宮澤　　浩	著作権法・不正競争防止法／特許・実用新案
試験委員	宮部　裕一	特許・実用新案
試験委員	宗像　孝志	特許・実用新案
試験委員	森　　寿夫	商標
試験委員	森廣　亮太	意匠
試験委員	八木　俊介	理工Ⅲ（化学）
試験委員	八代田英樹	理工Ⅳ（生物）
試験委員	山村　和人	著作権法・不正競争防止法／理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	吉田佳代子	特許・実用新案
試験委員	吉田　信彦	意匠
試験委員	吉田　　誠	特許・実用新案
試験委員	鷲尾　　透	工業所有権に関する条約

令和７年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の規定に基づき、令和７年一級建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

令和７年４月１日　　国土交通大臣　中野　洋昌

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者

2　検定期日

検　定　日	時　　間	区　分	内　　容
８月29日（金）	午前10時から午後４時	考　　査	一級建築士の設計に係る建築物が建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住　所　地　の　都　道　府　県　名	検　定　地
北海道	札　幌　市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙　台　市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川	新　潟　市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大　阪　市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広　島　市
徳島、香川、愛媛、高知	高　松　市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福　岡　市

4　受検申込手続

⑴　受検申込受付期間　令和７年５月21日（水）～令和７年５月30日（金）

⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所

⑶　受検申込方法　受検の申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に郵送等により提出すること。受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「令和７年一級建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

5　合格者の発表　令和７年12月15日（月）（予定）